

筆界特定をした旨の公告

下記の筆界特定の手続について、筆界特定をしたので、不動産登記法第14条第1項の規定により、公告する。

令和8年6月12日 大阪法務局 筆界特定登記官
記

筆界特定手続の表示

手続番号	令和7年第173号
対象土地	吹田市岸部北五丁目26番3
	同所 26番3先里道
手続番号	令和7年第174号
対象土地	吹田市岸部北五丁目26番38
	同所 26番3先里道